

和水町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和水町における空き家の有効活用を通して、和水町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 和水町内に存在する空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を公開し、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望し登録する者に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書(様式第1号)に空き家バンク登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を添えて、必要事項を記入の上、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、登録番号を付して空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(様式第3号)により、当該所有者等に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は空き家バンク登録抹消届出書(様式第5号)の提出があったときは、当該空き家バンク登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家バンク登録抹消通知書(様式第6号)により当該空き家登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(利用登録及び情報提供)

第7条 空き家バンクの利用を希望する者が、空き家登録者の登録された情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(様式第7号)により町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかの要件を満たす者が確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了通知書(様式第8号)により当該申込者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。

(1) 空き家に定住又は定期的に滞在して、農業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家に定住又は定期的に滞在し、地域住民と協調して生活しようとする者

(3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、空き家登録者の登録された必要な情報を公開するとともに、その情報を利用登録者に提供するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届書(様式第9号)により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録抹消通知書(様式第10号)を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) [第7条第2項](#)に規定する要件を欠く者と認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録抹消届出書(様式第11号)の提出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第10条 交渉を申し込みたい登録物件のある利用登録者は、空き家バンク物件交渉申込書(様式第12号)に誓約書(様式第13号)を添えて、希望物件の登録番号その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合には、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、当該希望物件の空き家登録者にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた空き家登録者は、遅滞なく当該利用登録者へ回答し、町長にその回答内容を報告するものとする。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 町長は、空き家登録者と利用登録者が行う空き家の売買、賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。